

# 宮崎県総合庁舎等修繕業務仕様書

宮崎県総務部財産総合管理課

## 【 目 次 】

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| I   | 修繕業務を実施する施設                | 1 |
| II  | 業務の実施体制                    | 1 |
| 1   | 業務実施場所について                 |   |
| 2   | 業務時間等について                  |   |
| III | 庁舎等の修繕に関する業務               | 1 |
| 1   | 修繕                         |   |
| 2   | 業務報告                       |   |
| IV  | 庁舎等の修繕に関する業務に係る経費          | 2 |
| 1   | 管理業務費                      |   |
| 2   | 修繕費                        |   |
| V   | 業務の適正な実施に関する事項             | 2 |
| 1   | 作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について |   |
| 2   | 法令等の遵守                     |   |
| VI  | 立入検査の実施                    | 3 |
| VII | その他                        | 3 |

## I 修繕業務を実施する施設

本業務は、別紙1「宮崎県総合庁舎等一覧」に掲げる総合庁舎、合同庁舎及び職員宿舎（以下「総合庁舎等」という。）並びにその敷地における修繕を対象とする。

## II 業務の実施体制

### 1 業務実施場所について

緊急時における対応を考慮し、受託者は、対象施設へ概ね2時間以内に到達できる宮崎県内に所在する事務所において業務を行うこととする。

ただし、下請け業者などの協力会社が対象施設へ概ね1時間以内に到達できる場合は、この限りではない。

### 2 業務時間等について

平日、午前8時30分から午後5時15分までを標準業務実施時間とし、業務実施時間中は、受託者が占有する宮崎県内に所在する事務所にも少なくとも1名以上は常駐するものとする。

ただし、標準業務実施時間外の対応も考えられるため、標準業務実施時間外における体制を整備することとする。

## III 庁舎等の修繕に関する業務

### 1 修繕

修繕とは、総合庁舎等、駐輪場等の附属建物及び付帯設備等に生じた劣化・損耗や予期せぬ事故・災害による損傷を復旧するものであり、執務室等における新たな間仕切り壁の設置や撤去、附属設備の移設等も含むものとする。

#### (1) 修繕対応

受託者は、県からの依頼に応じて速やかに現地を確認し、修繕を行うこと。

対象とする修繕は、1件の金額が100万円未満（税込み）のものとし、そのうち復旧に要する金額が50万円以上（税込み）のもの及び間仕切り壁の設置など県が指示するものについては、事前に修繕方法等を県と協議するものとする。

また、別紙2「点検保守委託一覧」の点検業務のなかで判明する不具合等についても本業務の対象とするため、点検保守委託の受託者と協力して現地調査等を行うこと。

#### (2) 見積書及び図面等の作成・提出

受託者は、見積書を作成し提出すること。また、間仕切り壁の設置など県が指示するものについては、併せて図面等を作成し提出すること。

見積書の作成にあたっては、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格により作成すること。

#### (3) 施工者の選定及び契約

受託者が修繕を下請け業者に発注する場合は、宮崎県財務規則を参考に施工者を決定し、契約すること。

(4) 修繕状況の確認

受託者は、修繕の進捗状況と修繕内容の確認に努め、修繕を下請け業者に発注した場合、適正に行われるよう施工者に対して必要な指示等(労働者への指揮命令に当たらない範囲のものとする。)を行うこととする。

(5) 完成確認

受託者は、修繕が完成したときは、速やかに完成確認を行う。修繕を下請け業者に発注した場合は、施工者に対して同様の確認を行うこととする。

また併せて、各総合庁舎又は合同庁舎の職員の完成検査を受けること。

(6) 代金支払

受託者は、修繕を下請け業者に発注した場合、修繕の完成確認後、契約条件に基づき修繕代金を施工者に支払う。

## 2 業務報告

受託者は、四半期毎に修繕業務報告書により県に報告する。なお、修繕業務報告書には見積書、写真(修繕前、修繕中及び修繕後等)及びその他必要なものを添付すること。

また、受託者は、すべての修繕業務が完了した場合は、修繕業務完了報告書により県に報告すること。

## IV 庁舎等の修繕に関する業務に係る経費

経費については、県の予算の範囲内で実施することとし、その方法は次によることとする。

### 1 管理業務費

管理業務費とは、修繕に係る現地調査、内訳書の作成、修繕状況・完成確認等に要する人件費等の費用をいう。

ただし、「I 修繕業務を実施する施設」のただし書の規定により対象となった施設に係る管理業務費は、別途、当該修繕費に含むものとする。

県から受託者への支払いについては、四半期毎に受託者からの請求に基づき、前金払いする。

### 2 修繕費

修繕費とは、修繕に係る費用をいう。

県から受託者への支払いについては、県の定める額金22,381,700円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を限度として、四半期毎に受託者からの請求に基づき、概算払いする。概算払いをした修繕費については、当該四半期終了後20日以内に、その実績を県に報告するものとし、剰余金については県に返納するものとする。

## V 業務の適正な実施に関する事項

### 1 作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について

受託者は、契約後速やかに本委託業務にあたる作業従事者の経歴書(写真付き)、業務実施体制(組織)図及び緊急連絡体制図を作成し、県へ提出するものとする。

## 2 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行上必要な法令等及び次の条例を遵守すること。

- (1) 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第38号）
- (2) 宮崎県情報公開条例（平成11年条例第36号）

## VI 立入検査の実施

- 1 県は、受託者の業務の実施内容及び処理実績について、随時、立入検査等を実施し、執行状況の確認及び検査を行うことができるものとする。
- 2 県は、受託者に対し検査の結果、業務内容についての改善を求めることができ、受託者はこの指示に従わなければならない。

## VII その他

### 1 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について、疑義が生じたときは、県と協議するものとする。

### 2 業務フロー

別紙3「庁舎等修繕業務フローチャート」のとおり。

## 別紙1 宮崎県総合庁舎等一覧

| No | 地区名            | 施設名     | 所在地                    | 構造             | 階数           | 延べ面積      |
|----|----------------|---------|------------------------|----------------|--------------|-----------|
| 1  | 日南             | 日南総合庁舎  | 日南市戸高1の12の1            | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨造 | 地上3階<br>地下1階 | 2,960.37㎡ |
| 2  |                | 星倉宿舎    | 日南市吾田東8の20             | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上3階         | 776.16㎡   |
| 3  | 串間             | 串間総合庁舎  | 串間市大字西方8970            | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上3階         | 737.21㎡   |
| 4  |                | 平宿舎     | 串間市大字西方8402            | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 165.00㎡   |
| 5  | 都城             | 都城総合庁舎  | 都城市北原町24の21            | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上3階<br>地下1階 | 3,789.11㎡ |
| 6  |                | 花繰宿舎    | 都城市花繰町32の1             | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 378.72㎡   |
| 7  | 小林             | 小林総合庁舎  | 小林市細野367の2             | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上3階         | 2,987.44㎡ |
| 8  |                | 因幡塚宿舎   | 小林市真方字因幡塚140の1         | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 270.63㎡   |
| 9  |                | 霧島寮     | 小林市細野字沢田2036           | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 375.23㎡   |
| 10 | 西都<br>・<br>西米良 | 西都総合庁舎  | 西都市大字三宅字下鶴9451         | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 1,218.30㎡ |
| 11 |                | 西米良合同庁舎 | 児湯郡西米良村大字村所105<br>の9   | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 508.90㎡   |
| 12 |                | 久保鶴宿舎   | 西都市大字三宅字久保鶴152<br>の4   | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 258.72㎡   |
| 13 |                | 西米良宿舎   | 児湯郡西米良村大字村所2の<br>63    | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 258.72㎡   |
| 14 |                | 桐原宿舎    | 児湯郡西米良村大字村所字桐<br>原325  | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 167.46㎡   |
| 15 | 高鍋             | 高鍋総合庁舎  | 児湯郡高鍋町大字北高鍋3870<br>の1  | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上3階         | 2,690.17㎡ |
| 16 |                | 筏宿舎     | 児湯郡高鍋町大字南高鍋字筏<br>552の1 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造      | 地上2階         | 305.52㎡   |

|    |                          |        |                          |           |      |           |
|----|--------------------------|--------|--------------------------|-----------|------|-----------|
| 17 | 日向<br>・<br>諸塚<br>・<br>椎葉 | 日向総合庁舎 | 日向市中町2の14                | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 1,251.51㎡ |
| 18 |                          | 諸塚合同庁舎 | 東白杵郡諸塚村大字家代3043の1        | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 358.76㎡   |
| 19 |                          | 椎葉合同庁舎 | 東白杵郡椎葉村大字下福良1747の10      | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 288.00㎡   |
| 20 |                          | 春原宿舎   | 日向市春原町2の13の1             | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上3階 | 762.30㎡   |
| 21 |                          | 諸塚宿舎   | 東白杵郡諸塚村大字家代3263番1        | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 258.70㎡   |
| 22 |                          | 滝ノ下宿舎  | 東白杵郡諸塚村大字家代字滝ノ下3031      | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 119.48㎡   |
| 23 |                          | 椎葉宿舎   | 東白杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826-221 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 235.84㎡   |
| 24 |                          | 八村荘    | 東白杵郡椎葉村大字福良字上椎葉1747番49   | 木造        | 地上2階 | 231.04㎡   |
| 25 | 延岡                       | 延岡総合庁舎 | 延岡市愛宕町2-15               | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上3階 | 4,159.08㎡ |
| 26 |                          | 出北宿舎   | 延岡市出北1丁目114-5            | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上3階 | 779.04㎡   |
| 27 |                          | 緑が丘宿舎  | 延岡市緑ヶ丘1丁目13-1            | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上5階 | 788.76㎡   |
| 28 | 西白杵                      | 西白杵支庁  | 西白杵郡高千穂町大字三田井22          | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上3階 | 2,024.83㎡ |
| 29 |                          | 支庁長公舎  | 西白杵郡高千穂町大字三田井987番16      | 木造        | 地上1階 | 81.98㎡    |
| 30 |                          | 城山第一宿舎 | 西白杵郡高千穂町大字三田井1200番2      | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上4階 | 868.52㎡   |
| 31 |                          | 城山第二宿舎 | 西白杵郡高千穂町大字三田井1200番3      | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上4階 | 878.66㎡   |
| 32 |                          | 三田井宿舎  | 西白杵郡高千穂町大字三田井42番地1       | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上3階 | 502.31㎡   |
| 33 |                          | 高千穂寮   | 西白杵郡高千穂町大字三田井字御塩井987-11  | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上2階 | 557.40㎡   |
| 34 |                          | 栗毛宿舎   | 西白杵郡高千穂町大字三田井42番地1       | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 地上3階 | 554.39㎡   |

## 別紙2 点検保守委託一覧

| No. | 委託名称                     |
|-----|--------------------------|
| 1   | 日南総合庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務委託 |
| 2   | 西都総合庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務委託 |
| 3   | 日向総合庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務委託 |
| 4   | 延岡・西臼杵地区消防設備点検保守業務委託     |
| 5   | 日向・児湯地区消防設備点検保守業務委託      |
| 6   | 県西地区消防設備点検保守業務委託         |
| 7   | 県南地区消防設備点検保守業務委託         |
| 8   | 日向総合庁舎ほか電話構内交換設備点検保守業務委託 |
| 9   | 西都総合庁舎ほか電話構内交換設備点検保守業務委託 |
| 10  | 日南総合庁舎ほか電話構内交換設備点検保守業務委託 |
| 11  | 本館ほか自家用発電設備点検保守業務委託      |
| 12  | 7号館ほか昇降機点検整備業務委託         |
| 13  | 日南総合庁舎昇降機点検整備業務委託        |
| 14  | 小林総合庁舎ほか昇降機点検整備業務委託      |
| 15  | 延岡総合庁舎ほか昇降機点検整備業務委託      |
| 16  | 本館ほか自動ドア点検保守業務委託         |
| 17  | 総合庁舎ほか井戸用ろ過設備点検保守業務委託    |
| 18  | 日南総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託  |
| 19  | 高鍋総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託  |
| 20  | 延岡総合庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託  |
| 21  | 西臼杵支庁舎冷暖房設備点検保守整備業務委託    |

別紙3 庁舎等修繕業務フローチャート



